

**新たな産業・地域づくりに関する検討業務委託  
企画提案実施要領**

(目的)

第1条 この要領は、「新たな産業・地域づくりに関する検討業務」を委託する業者を選定するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により実施するため、プロポーザル参加方法及び提案の選定方法について必要な事項を定める。

(提案者の参加方法)

第2条 企画提案に参加を希望する者は、本要領及び別に定める「新たな産業・地域づくりに関する検討業務委託企画提案募集要項」に基づき、必要な手続きをとるものとする。

(選定・審査方法)

第3条 別に定める「新たな産業・地域づくりに関する検討業務委託企画提案選定委員会設置要領」により設置された選定委員会が、別に定める「新たな産業・地域づくりに関する検討業務委託企画提案審査要領」により最優秀提案者を選定する。

(受注者の決定)

第4条 県は、選定された最優秀提案者を委託先候補者として決定する。

(その他)

第5条 この要領で定めるもののほか、プロポーザル実施に係る必要な事項は、千葉県が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月12日から施行し、第3条の審査及び選定が完了したときに、その効力を失う。